

3 子どもの就学等に関すること

(1) 就学援助 【小中学校 / 給付】

児童生徒の市立小・中学校等への就学に当たり、経済的な理由でお困りの方に対して、新入学準備金、学用品費、給食費、修学旅行費など必要な費用を援助する制度を設けています。申請方法・認定基準など、詳細はお問合せください。

利用できる方

- ①生活保護の受給
- ②今年度又は前年度に生活保護が停止又は廃止
- ③児童扶養手当を受給
- ④前年の所得が基準額以下
- ⑤その他経済的に困っている
(前年の所得は基準額超過)

【申請方法】 申請を希望される方は、オンライン申請又は紙申請書に必要な書類を添付して、教育委員会事務局学事課へ提出してください。

【問合せ】 教育委員会事務局学事課 044-200-3736

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業(就学支度資金・修学資金) 【高校・大学 / 貸付】

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもで高校・大学・大学院・専修学校等に入学される方を対象に、入学に際して必要となる就学支度資金及び授業料等の修学に必要な修学資金を貸し付けます。

利用できる方

「母子福祉資金」「父子福祉資金」の貸付対象者

- ①母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養している 20 歳未満の子ども
※ 20 歳未満の子どもと 20 歳以上である子どもを同時に扶養している場合は、その 20 歳以上である子どもも対象になります。
- ②父母のいない 20 歳未満の子ども

「寡婦福祉資金」の貸付対象者

- 寡婦が扶養している 20 歳以上の子ども

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課
お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。

(3) 川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学料」等の免除 【中学校・高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に、川崎市立高等学校の入学選考料、入学料、授業料（高等学校等就学支援金受給対象者を除く）、及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料を免除します。

利用できる方

- ①生活保護を受給されている方（保護者（親権者）等含む）
- ②保護者等が、災害、傷病、失業等により生活に困窮していると認められる方
（児童扶養手当証書、福祉医療証、非課税証明書等、生活に困窮していることがわかる公的証明書類を添付）
- ③その他教育委員会が免除の必要があると認める方

【申請方法】 提出期間内に受験・入学する川崎市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校に申請書類と必要な証明書類を提出してください。

【問合せ】 在学している学校、又は、教育委員会事務局学事課 044-200-3269

(4) 県立高校入学検定料等免除・一部補助制度 【高校 / 免除】

経済的な理由で支払いが困難な方に入学検定料、入学料等の減免制度があります。

利用できる方

- ①生活保護を受給されている方（保護者（親権者）等含む）
- ②児童福祉施設等に入所されている方



全額免除

- ③経済的な理由により負担が困難な方



経済的な理由により負担が困難な方は審査の上、免除額を決定します。

【申請方法】 ①入学検定料及び入学料の場合

入学検定料及び入学料の両方を一緒に申請する場合は願書受付開始日の前日までに、県立高等学校又は中等教育学校（志望先以外も可）へ、入学料のみを申請する場合は入学手続き開始日の前日までに、入学先の高等学校又は中等教育学校へ、事前に相談の上、申請してください。また、オンラインでの申請も可能です。

※申請書類は、県内公立中学校、県立高等学校又は中等教育学校にあります。

②授業料及び受講料の場合

在学する県立高等学校又は中等教育学校に相談の上、申請してください。

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113

(5) 川崎市高等学校奨学金（入学支度金） 【高校 / 給付】

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含む。）に進学する中学3年生で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金（入学支度金）を支給します。



利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①申請時点から翌年 1 月 1 日までの間に、川崎市内に住所を有する中学 3 年生であること。
- ②学業成績について、第 3 学年前期の全履修科目の評定結果の平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であり、在学する中学校長からの推薦が受けられること。
- ③前年 1 年間に於ける世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

支給額国公立の高等学校へ
進学する場合

45,000 円

私立の高等学校へ
進学する場合

70,000 円

【募集時期】 毎年 11 月頃

【支給時期】 翌年 3 月

【問合せ】 教育委員会事務局学事課
044-200-3267**(6) 川崎市高等学校奨学金 (学年資金) 【高校 / 給付】**

高等学校 (中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校 (第 1 学年から第 3 学年までに限る。)) 及び専修学校の高等課程を含む。) に在学する生徒で、経済的理由のため修学が困難な方に奨学金を支給します。

利用できる方

次の基準を全て満たす方が対象です。

- ① 6 月 1 日時点において、川崎市内に住所を有する高校生であること。
- ②学業成績について、前年度の全履修科目の評定結果の平均値が、5 段階評価で 3.5 以上であり、在学する高等学校長からの推薦が受けられること。
- ③前年 1 年間に於ける世帯の総所得が一定の基準額以内であること。

支給年額**国公立**

第 1 学年 36,000 円

第 2 学年 61,000 円

第 3 学年 46,000 円

私立

第 1 学年 60,000 円

第 2 学年 85,000 円

第 3 学年 70,000 円

【募集時期】 毎年 6 月頃

【支給時期】 8 月及び 2 月に分けて支給

【問合せ】 教育委員会事務局学事課
044-200-3267**(7) 神奈川県高等学校奨学金 【高校 / 貸付】**

学業等に意欲があり学資の援助を必要とする高校生等に奨学金をお貸しします。定期採用での募集は終了しましたが、1 月末まで随時申請を受け付けているため、貸付を希望される方は、在学する高校等の担当者へお問い合わせください。また、中学校 3 年生を対象とした予約採用の制度もあります。

【申請方法】 在学している高等学校等

【問合せ】 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

(8) 高等学校等就学支援金 / 高校生等臨時支援金 【高校 / 給付】

授業料の補助が受けられる国の制度です (やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります)。返還の必要はありません。

利用できる方

市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 が、304,200 円未満 (保護者等の合算、年収約 910 万円未満) の世帯については高等学校等就学支援金、304,200 円以上の世帯については高校生等臨時支援金の対象となります。

※ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。



支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります（現金支給はありません。）。
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。（授業料補助額：118,800 ～ 396,000 円）

- 【申請方法】 申請期間内に在学している高等学校等へ申請してください。
申請方法の詳細については、在学している高等学校等に確認してください。
- 【問合せ】 在学している高等学校等、又は
市立：教育委員会学事課 044-200-3269
県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

（９）私立高等学校等生徒学費補助金 【高校 / 給付】

要件を満たすご家庭の授業料・入学金を補助します。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置(通信制の場合、本部校が県内設置)の学校に在学していること

- ②保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が
251,100 円未満（保護者等の合算、年収約 800 万円未満）※ の世帯

※多子世帯（23 歳未満の扶養している子どもが 3 人以上いる世帯）については、304,200 円未満（年収は約 910 万円未満が目安）となります。

算定式 $\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$

ただし、政令指定都市の場合は調整控除の額に 3/4 を乗じます。

補助金（年額）

授業料補助	72,000 円～ 349,200 円
入学金補助	100,000 円～ 211,000 円

【対象校】

私立の高等学校、
中等教育学校（後期課程）、
専修学校（高等課程）

- 【申請方法】 申し込みに関する書類は高等学校等から配付されます。

申請期間内に学校へ提出してください。

- 【問合せ】 在学している高等学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

（10）神奈川県高校生等奨学給付金 【高校 / 給付】

高校生等の授業料以外に保護者等が負担する教育に必要な経費に対して返還不要の給付金を支給します。

利用できる方

生活保護（生業扶助）受給世帯又は都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額（保護者等の合算）が 0 円（非課税）の世帯

※家計急変により非課税相当となった世帯を含みます。

支給額

国公立	32,300 円～ 143,700 円
私立	52,100 円～ 152,000 円

- 【申請方法】 在学している高等学校等

※保護者等が県内在住で、生徒が県外校に通っている方は神奈川県に申請

- 【問合せ】 国公立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251

私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(11) 神奈川県私立学校生徒学費緊急支援補助金 【小中学校等 / 給付】

解雇、倒産、長期療養などで家計が急変したときの授業料補助制度です。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①生徒と保護者が共に県内に在住し県内設置の学校に在学していること
- ②主たる生計維持者である保護者に、解雇・会社都合退職・倒産・長期療養・障害認定等の、家計急変事由が生じたこと
- ③今年の年間所得が、前年の年間所得より減少していること
- ④今年の年間所得が基準額未満であること

補助金（年額）

授業料補助	336,000 円
-------	-----------

【対象校】
私立の小学校、中学校、
中等教育学校（前期課程）

【申請方法】 申し込みに関する書類は学校から配付されます。申請期間内に学校へ提出してください。
【問合せ】 在学している小中学校等、又は神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(12) ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成金

(再掲) P24 参照

(13) 高等学校等学び直し支援金 【高校 / 給付】

高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、授業料を補助します（やむを得ない理由によって家計が急変した場合の支援制度もあります）。返還の必要はありません。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ①高等学校等を退学したことのある者
- ②高等学校等を卒業又は修了していない者
- ③高等学校等に在学した期間が通算して 36 月（定時制及び通信制は 48 月）を超える者
又は通信制の場合は就学支援金の支給単位が上限 74 単位に達している者

支給額	市立・県立	国が授業料と同額を支給するため、授業料の支払いが不要となります（現金支給はありません。）。
	私立	所得に応じて授業料の補助をします。（授業料補助額：118,800 ～ 297,000 円）

【申請方法】 申請期間内に在学している高等学校等へ申請書類と要件を確認できる書類等を提出してください。
【問合せ】 在学している高等学校等、又は
市立：教育委員会学事課 044-200-3269
県立：神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
私立：神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793

(14) 川崎市大学奨学金 【大学 / 貸付】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な学生に対して奨学金の貸付を行います。

利用できる方

次の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 父母等が川崎市に 1 年以上在住していること
- ② 学校教育法第 83 条に規定する大学に在学していること
- ③ 学資の支弁が困難であること
- ④ 学業成績が優良で性行が善良であること

【申請方法】 毎年 6 月中旬に大学 1 年生のみを対象としています。
在学している大学を経由して申請してください。

【問合せ】 教育委員会総務部学事課 044-200-3267

奨学金の額

月額 38,000 円を正規の
修業年限が終了するまで、
年 2 回に分けて交付

(15) 高等教育の修学支援新制度 【大学等 / 減免・給付】

利用できる方

- 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯・
多子世帯の学生
- 学ぶ意欲がある学生であること
※学力基準や家計基準等があります。

支援内容

授業料等減免制度

各大学等が、区分に応じて授業料については 166,800 円～700,000 円、入学金については 70,000 円～282,000 円の範囲で減免を実施。

給付奨学金の支給

日本学生支援機構が各学生に支給。
学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるように措置。
月額 29,200 円～75,800 円を支給。

※表の額は、対象が住民税非課税世帯、昼間部の大学・専修学校（専門課程）の学生等の場合。住民税非課税世帯に準ずる世帯は、3 分の 2 または 3 分の 1 の額を減免・支給。世帯年収 600 万円程度の世帯のうち、多子世帯（扶養している子の数が 3 人以上の世帯）の学生は 4 分の 1 の額が減免・支給され、私立理工農系の学生は文系との授業料差額に着目した額が減免される。なお、多子世帯の場合は、所得に関係なく授業料等減免を受けることができる。

【対象となる学校種】

国・地方公共団体から一定の要件を満たすことの確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校（4 年・5 年）・専修学校（専門課程）

※対象となる学校の詳細は、文部科学省のホームページでご確認ください。

【問合せ】 在学中の学校もしくは、進学先の学校にお問合せください。

※令和 7 年 4 月より奨学金制度が拡充されました。最新の情報は文部科学省や
日本学生支援機構のホームページでご確認ください。

文部科学省 高等教育の修学支援新制度

検索

(16) 日本学生支援機構奨学金 【大学等 / 貸付】

利用できる方

経済的に修学が厳しいと認められた方
※学力基準や家計基準があります。

【対象となる学校種】

大学院・大学(学部)・短期大学・高等専門学校(有利子は4・5年生)、専修学校(専門課程)

【利子】

無利子・有利子(奨学金の種類によって異なります。)

【申請】 現在在籍している学校

【HP】 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

【問合せ】(独)日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301

平日 9:00 ~ 20:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※申込みスケジュールや、個別の提出資料に関する相談は在籍する学校へ。



貸与月額

第一種奨学金(無利子)(※)

20,000 円 ~ 64,000 円

第二種奨学金(有利子)

20,000 円 ~ 120,000 円

※高等専門学校の1~3年生の貸与月額は上記と異なります。

(17) 国の教育ローン 【高校・大学 / 貸付】

修業年限が原則3か月以上で、中学校卒業以上の方を対象とする教育施設に通われる方の保護者を対象に融資します。

【利子】 有利子年 2.95%

母子家庭、父子家庭の方などは年 2.55% (固定金利令和7年4月現在・保証料別)

※最近の金利はホームページでご確認ください。

限度額

子ども1人につき上限 350 万円以内

(自宅外通学や海外留学など、一定の要件に該当する場合は、上限 450 万円)

【HP】 <https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>

申請・返済のシミュレーションができます。

【問合せ】(株)日本政策金融公庫 教育ローンコールセンター

0570-008656 又は 03-5321-8656



(18) あしなが奨学金 【高校・大学 / 貸付・給付】

保護者(父又は母など)が病気や災害(道路上の交通事故を除く。)又は自死(自殺)などで死亡、あるいは保護者が著しい障害を負っている家庭の子どもが利用できます。

利用できる方

高校、大学、専門学校などに在学又は進学を希望している経済的に苦しい遺児等

【申請・問合せ】一般財団法人あしなが育英会
0120-77-8565

【利子】 無利子

給付額(月額)

高校

30,000 円

貸与額(月額)

大学

40,000 円 又は 50,000 円

大学院

80,000 円

専修・各種学校

40,000 円

(19) 交通遺児育英会奨学金 【高校・大学 / 貸付】

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の高校生以上の生徒・学生に奨学金を貸与（一部給付あり）します。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286

(20) 生活福祉資金（教育支援資金）【高校・大学 / 貸付】

資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としています。

	使用用途	貸与額
教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校等に就学するために必要な経費として	月額 35,000 円～ 65,000 円
就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校等に入学する際に必要な経費として	500,000 円 以内

【問合せ】 神奈川県社会福祉協議会
045-534-6082

※ご相談・申請窓口は各区社会福祉協議会になります。
※法で定める修業年限を超えての貸付はできません。
※特に必要と認める場合に限り、教育支援費については月額の 1.5 倍まで貸付可能です。
※他制度による貸付が可能な場合には、他制度の活用が優先となります。

(21) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(再掲) P31 参照

(22) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（修業資金等）

母子家庭・父子家庭・寡婦の子どもが、就職に向けて必要な知識技能を習得する際に必要となる資金や就職に際して直接必要となる資金等を、審査の上、貸し付けます。詳しくは各区児童家庭課にお問い合わせください。

【利子】 無利子

【申請・問合せ】 各区地域みまもり支援センター児童家庭課
お住まいの区の児童家庭課にて、必要な資金の内容、生活収支状況等貸付に必要な内容を確認します。



奨学金等一覧

制度名		高校		大学		用途	成績要件	所得要件	種類	貸与額・給付額	
		国公立	私立	国公立	私立						
母子・父子・寡婦福祉資金 (就学支度資金・修学資金)	記載 P48	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	なし	貸与型	入学金 月額	64,300 ～ 590,000 円 27,000 ～ 183,000 円
川崎市立高等学校等の「入学選考料」「入学科」等の免除	記載 P49	● (市立)				入学選考料、入学科、授業料	なし	あり			
県立高校入学検定料等免除・一部補助制度	記載 P49	● (県立)				入学検定料及び入学科、授業料及び受講料	なし	あり			
川崎市高等学校奨学金 (入学支度金)	記載 P49	●	●			入学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立 私立	45,000 円 70,000 円
川崎市高等学校奨学金 (学年資金)	記載 P50	●	●			修学に関する資金	あり	あり	給付型	国公立 (年額) 私立 (年額)	1 年生 36,000 円 2 年生 61,000 円 3 年生 46,000 円 1 年生 60,000 円 2 年生 85,000 円 3 年生 70,000 円
神奈川県高等学校奨学金	記載 P50	●	●			教育資金	なし	なし	貸与型	< 1 学年 (新入生に限る) > 国公立 (月額) 10,000 円～ 30,000 円 私立 (月額) 10,000 円～ 50,000 円 < 2 学年以上 > 国公立 (月額) 10,000 円～ 20,000 円 私立 (月額) 10,000 円～ 40,000 円 ※ 2 学年以上で要件を満たし、希望する場合は、10,000 円の加算制度あり	
高等学校等就学支援金 / 高校生等臨時支援金	記載 P50	●	●			授業料	なし	なし	給付型 ※ただし、 学校が受領し 授業料に充当	< 市立・県立 > 授業料と同額 < 私立 > 年額 118,800 円～ 396,000 円	
私立高等学校等生徒学費補助金	記載 P51		● (県内)			入学金、授業料	なし	あり	給付型	入学金 授業料 (年額)	100,000 円～ 211,000 円 72,000 円～ 349,200 円
神奈川県高校生等奨学給付金	記載 P51	●	●			授業料以外の教育に必要な経費	なし	あり	給付型	国公立 私立	32,300 円～ 143,700 円 52,100 円～ 152,000 円
高等学校等学び直し支援金	記載 P52	●	●			授業料	なし	なし	給付型 ※学校が 受領し授業料 に充当	< 市立・県立 > 授業料と同額 < 私立 > 年額 118,800 ～ 297,000 円	
川崎市大学奨学金	記載 P53			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	38,000 円
高等教育の修学支援新制度	記載 P53			●	●	修学に関する資金	あり	あり	給付型	記載ページをご覧ください。	
日本学生支援機構奨学金 (第一種)	記載 P54			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000 ～ 64,000 円
日本学生支援機構奨学金 (第二種)	記載 P54			●	●	修学に関する資金	あり	あり	貸与型	月額	20,000 ～ 120,000 円
国の教育ローン	記載 P54	●	●	●	●	受験料、入学金、授業料、定期代等	なし	あり	貸与型	生徒 1 人につき上限 350 万円以内 (一定の要件に該当する場合のみ 上限 450 万円)	
あしなが奨学金 (保護者が亡くなっている又は 障害をお持ちの家庭が対象)	記載 P54	●	●	●	●	修学に関する経費	なし	あり	貸与型・ 給付型	記載ページをご覧ください。	
交通遺児育英会奨学金 (保護者が交通事故により 死亡又は重度後遺障害となった 家庭の子どもが対象)	記載 P55	●	●	●	●	入学金、授業料	なし	あり	貸与型 (一部給付あり)	高校月額 大学月額 大学院 月額 専修・各種月額	20,000 円～ 40,000 円 (うち一律 10,000 円は給付) 40,000 円～ 60,000 円 (うち一律 20,000 円は給付) 50,000 円～ 100,000 円 (うち一律 20,000 円は給付) 40,000 円～ 60,000 円 (うち一律 20,000 円は給付)
生活福祉資金 (教育支援資金)	記載 P55	●	●	●	●	< 就学支度費 > 新入学時にのみ必要な経費 (入学金、制服代など) < 教育支援費 > 就学するのに必要な経費 (授業料、施設設備費、 教材費、通学交通費など)	なし	あり	貸与型	< 就学支度費 > 500,000 円以内 < 教育支援費月額 > 35,000 ～ 65,000 円 (校種により異なる) ※教育支援費は、特に必要と認める場合、 上記貸付額 (月額) の 1.5 倍まで貸付可能	

返済期間	利子	備考	申請時期	申請窓口	制度問合せ先
10 年	無利子	高等教育の修学支援新制度と併給する場合の 限度額あり	原則進学前	各区 児童家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
			【入学選考料・入学料】 受験前	受験又は 進学する 高等学校	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269
			【入学検定料・入学料】 受験前	受験又は 進学する 高等学校	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113
		高校入学前に支給 併給制限なし	進学前 ※中学 3 年生の 11 月頃に申込	川崎市 教育委員会 学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		併給制限なし	進学後 ※毎年 6 月頃に申込	川崎市 教育委員会 学事課	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
貸付期間 の 4 倍以 内の期間	無利子	併給制限なし 連帯保証人が原則 2 人必要	進学後 ※中学 3 年次に 申込み予約採用あり	在学している 高校	在学している高校等又は 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251
		併給制限なし	進学後	入学した 高校等	在学している高校等又は (市立) 川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立) 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立) 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793 ※県外の私立高校等の場合は、学校か、 所在地の都道府県庁に確認してください。
		高等学校等就学支援金との併用可	進学後	現在在学して いる高校等	在学している高校等又は 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	在学している 高校等ただし、 県外学校の場合 は、制度問 合せ先に申請	神奈川県教育委員会財務課 045-210-8251 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
		併給制限なし	進学後	入学した 高校等	入学した高校等又は (市立) 川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3269 (県立) 神奈川県教育委員会財務課 045-210-8113 (私立) 神奈川県福祉子どもみらい局私学振興課 045-210-3793
10 年	無利子	併給制限なし ただし、審査時に考慮する場合がある。	進学後 ※毎年 6 月中旬に 大学経由で申込 (対象は 1 年生のみ)	在学している 大学	川崎市教育委員会事務局学事課 044-200-3267
		日本学生支援機構奨学金(貸与型)との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校 又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
条件によっ て異なる	無利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校 又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
条件によっ て異なる	有利子	母子父子寡婦福祉資金修学資金との併給可 インターネットでシミュレーション可能	進学前 進学後	現在在学して いる学校	現在在学している学校 又は 日本学生支援機構奨学金相談センター 0570-666-301
最長 20 年	有利子	日本学生支援機構との併用も可能 郵送やインターネットで申込み可能	いつでも (受験前可)	日本政策 金融公庫	日本政策金融公庫教育ローンコールセンター ナビダイヤル 0570-008656 又は 03-5321-8656
20 年	無利子	併給制限なし 保護者が亡くなっているか障害をお持ちの家庭	進学前 進学後	あしなが 育英会	あしなが育英会 0120-77-8565
20 年	無利子	併給制限なし	進学前予約、 進学後とも4月～1月	公益財団法人 交通遺児 育英会	公益財団法人交通遺児育英会 0120-521-286
20 年以内	無利子 ※延滞 利子有	必要な資金を他から借り受けることが困難な 低所得世帯が対象 原則として就学者が借受人、親権者のうち、生計中 心者が連帯借受人 連帯保証人は原則として不要 他制度優先(母子父子寡婦福祉資金、神奈川県高 等学校奨学金、日本学生支援機構(第一種)給付型) ※無利子の奨学金等との併用利用が可能(要相談)	進学前 進学後 (就学支度費は 原則進学前)	各区社会福祉 協議会	各区社会福祉協議会 ●川崎区 044-246-5500 ●幸区 044-556-5500 ●中原区 044-722-5500 ●高津区 044-812-5500 ●宮前区 044-856-5500 ●多摩区 044-935-5500 ●麻生区 044-952-5500

4 学習サポート・生活習慣習得支援

(1) ひとり親家庭等学習支援・居場所づくり事業

ひとり親家庭の小学3年生～中学3年生を対象に、安心して過ごせる居場所を提供し、学習習慣の定着から高校受験に向けた対策までの個別型の学習サポート・模試受験料の補助等を行っています。

利用できる方

川崎市内に居住するひとり親家庭等の小学生(3～6年生)及び中学生

【実施時間】

小学生 17:00～18:00、中学生 18:30～20:30

※実施場所により時間が異なる場合があります。

【実施場所】

市内17か所で実施しています(詳細は川崎市HPに掲載)

【申込方法】 川崎市HPからオンラインで申込できます。(川崎市HP内で検索)
(見学の申込も可能です。)

ひとり親 学習支援

検索

【問合せ】 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 044-200-2672
※生活保護を受給されている方は、担当のケースワーカーにお問合せください。

